

横須賀共済病院 身体的拘束最小化のための指針

2025年4月24日 制定

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

当院では、原則として身体的拘束はしません。そのために、患者さんの療養生活を整える方法を試みます。その内容を、患者さんご本人やご家族等に説明します。

やむを得ず身体的拘束をする場合は、当院の規定に従っておこないます。

2. 患者さんの権利

身体的拘束は、身体的・精神的・社会的弊害を伴うおそれがあります。身体的拘束に伴うリスクと、身体的拘束をしないことで生じるリスクを比較し、身体的拘束をしないリスクの方が大きい状況で、かつ緊急やむを得ない場合に限り、身体的拘束をすることがあります。この場合、理由や方法等を患者さんご本人やご家族等に説明し、同意を得ることを基本とします。

救命のために患者さんご本人やご家族等の同意がなくても身体的拘束をする場合がありますが、医療者の倫理にもとづき、複数の医療者で検討し、必要最小限の範囲でおこないます。

3. 身体的拘束最小化に向けた当院の取り組み

身体的拘束最小化チームを設置し、身体的拘束最小化に努めています。また、定期的に職員への教育研修を実施しています。

*精神病床における身体的拘束は別途、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によります。

*ご意見・ご質問がございましたら、担当職員または患者相談窓口までお知らせください。

病院長